

「完全雇用」保障計画と公共職業訓練

——『賃労働の理論』の批判的検討によせて——

三 富 紀 敬

目 次

- 一 資本蓄積と公共職業訓練
- 二 停滞的過剰人口の形成機構としての公共職業訓練
 - A 資本蓄積と労働力「不足」
 - B 公共職業訓練の「近代化」
 - C 公共職業訓練修了者の不安定雇用化
- 三 「完全雇用」保障計画の破綻と公共職業訓練
 - A 「雇用調整」と労働力政策
 - B 公共職業訓練修了者の失業者群としての社会的顕在化傾向
- 四 総 括

一 資本蓄積と公共職業訓練

「完全雇用」保障計画と公共職業訓練（三富）

隅谷三喜男氏の賃労働の理論によると、公共職業訓練は、生産力の発展に促進されて実施される、と理解されている。たとえば、戦前日本資本主義の一九三〇年代における公共職業訓練の動向と役割について、隅谷氏は次のように述べておられる。

「産業合理化の過程で作業の分化が進み、大企業では旧来の多能的熟練工とならんで、単一の作業に熟達した専門工Ⅱ単能工が出現しつつあった。軍事的要請による生産力の増強は、軍需品の大量生産という事情と結びついて、作業のいっそうの分化を促進することとなった。技能養成はこのような状況と結びついたのである。（このようにして要請されるにいたった——引用者）単能工養成を組織的に行なったのは、実は昭和十年に設立された東京府の機械工養成

所であった。養成所は一方では熟練工の不足が感じられながら、他方では、未経験工の失業者が存在するなかで、これを解決すべく設置されたものである。

この失業救済の職業補導施設が二年後には、熟練工不足の深刻化のもとで、効果的な単能工養成の機関・方法として、積極的に評価されることとなったのである⁽¹⁾。

あるいは、戦後日本資本主義の五〇年代において、職業安定法（一九四六年施行）に基づく職業補導事業として実施されていた公共職業訓練について、隅谷氏は次のように述べておられる。

「中小工場における技能養成の実態（組織的な技能養成は特殊な例を除いて殆ど実施されなかった——引用者）、さらに、…大企業における単能工に対する需要の増大は、職業補導事業における技能訓練への期待を一層強くするものであった⁽²⁾」。また、訓練期間、訓練種目、就職分野は、「技術革新」の影響で次のような特徴をもつものであった。「要求される技能水準の高度化のため、一般職業指導所（一般職業補導所の誤植と思われる——引用者）では短期の六カ月補導の種目が少なくなっていること。…つぎに、…昭和三十二年度に増加した種目をみると、溶接、機械、無線通信、ブロック建築、電気等で、

とくに溶接は飛躍的増加を示している。技術革新などによる産業の切実な要求が端的にあらわれている⁽³⁾」。このようなもとで送りだされる「職業補導所修了生に対する需要は中小企業だけでなく技術革新、大量生産方式の進展にもなっておりわけ造船工業などから殺到するようになった⁽⁴⁾」。

このように隅谷氏の賃労働の理論による公共職業訓練の分析は、生産力の発展による労働力の量的および質的内容の変化が、労働力の量と質の両側面にわたる需要の変化をもたらす、労働力供給の労働力需要との不適應をひきおこすにいたること、公共職業訓練の実施による職業技能の形成が必要になる、と展開されている。さらに、隅谷氏の分析は、実施される公共職業訓練への労働者の参加と参加程度の違いが、熟練労働力・半熟練労働力・不熟練労働力といった労働力商品範疇の使用価値の差異をもたらす、使用価値の差異に基づく労働市場における機能の差異が、賃金格差をはじめとする所得格差に結果すると、述べている。

こうして、隅谷氏の賃労働の理論による公共職業訓練の分析は、生産力の発展にともなう労働体系の変化との関連で公共職業訓練を位置づけ、賃金と所得の格差を確定するにいた

っている。

また、隅谷氏による公共職業訓練分析の理論枠組を準備することになった賃労働の理論は、労働組合による職業技術教育闘争の発展を基本的な見地として分析をすすめる職業訓練研究者の一部に思わぬ共鳴をよびおこさえた。すなわち、生産力の発展にともなう労働体系の変化を分析の出発点にして、労働力需要と労働力供給との質・量にわたる適応・不適應を論ずる隅谷氏の賃労働の理論が、企業内教育をもっぱら思想教育として断ずる見解⁵⁾に対する批判として、有効な理論枠組であるかのような理解をうみだし、かかる理解に基づいて公共職業訓練の分析視角が設定されたことである。いいかえれば、隅谷氏の賃労働の理論は、技術教育と思想教育との統一としての企業内教育なる見解を提起するうえで、積極的な理論枠組であるかのような理解がうみだされ、かかる共鳴に促進されて、企業内教育と公共職業訓練とを包括する分析視角が設定されたことである。道又健治郎氏によって次のように提起されている『労働市場論的分析視角』⁶⁾は、この点を論証している。

「この調査（北海道大学教育学部産業教育計画研究施設の実施に

「完全雇用」保障計画と公共職業訓練（三富）

なる『苫小牧地域工業化にともなう産業教育の展開過程に関する』調査——引用者）で採用した分析視角について若干の補足を行なっておこう。一般に、教育訓練に対する新しいニーズは、資本のイニシアチヴで行なわれる労働力需要の変動によって生ずるのであるが、その具体的動きは労働力の供給構造によって規制されざるを得ない。つまり、資本の労働力需要と、既就業労働力をも加えた供給労働力の質と量とによって、教育訓練の具体的あり方は決定されることになる」（傍点は引用者）。

道又氏は、かかる『労働市場論的分析視角』に基づく公共職業訓練の分析として、「技術革新」にともなう地域開発の進展によって新たに発生する労働力需要と、「特殊な技能をもたない」供給労働力との適応・不適應を実証することによって、「住民諸階層の生活水準間の格差の増大」⁸⁾といった結論をみちびいておられる。

しかし、職業訓練研究者の一部に思わぬ共鳴をよびおこしさえした隅谷氏の理論は、その具体化としての公共職業訓練の分析に批判的検討をかぎったばあい⁷⁾でさえ、次のような諸問題を当初から内包するものであった。すなわち、隅谷氏の賃労働の理論による公共職業訓練の分析は、戦時国家独占資本主義における公共職業訓練の拡大と崩壊の過程が分析の課題として具体化されるとき、戦前日本資本主義の構造的特質

に規定された帝国主義戦争が問題となるにおよんで、賃労働の理論の当初の主題である労働力の再生産と労働者の生活維持とは、かけ離れてくる。しかも、隅谷氏による分析は、国家独占資本主義の政策理念である「完全雇用」保障計画の破綻段階⁽⁹⁾における公共職業訓練が、職業訓練派遣奨励給付金制度・有給教育訓練休暇奨励給付金制度(いずれも一九七五年四月より実施)に表現される、国家による賃金補助・利潤補償制度に転化しつつある事態を、当初から課題化しえない。なぜなら、隅谷氏による公共職業訓練の分析の主題は、資本主義的搾取関係と階級関係の再生産ではなく、資本にたいして自己の主体性を維持しようとする賃労働に、したがって、労働力の再生産と労働者の生活維持に、措かれているからである。また、隅谷氏による公共職業訓練の分析は、現実資本の増大と資本による労働力需要の拡大とを、労働力再生産の総過程の前提として措定されるばかりで、かかる現実資本の増大とそれに媒介される労働力需要の拡大が、剰余価値率の上昇と剰余価値量の増大とを前提とする、といった資本蓄積論の理解を欠いているからである。

こうして、隅谷氏の賃労働の理論に基礎づけられた公共職

業訓練の理論枠組は、客観的に存在し進行する公共職業訓練の態様との乖離を、証明することになる。労働力の再生産と労働者の生活維持に分析の主題を設定される、賃労働の理論に基礎づけられた分析の自己崩壊が、表白されるゆえんである⁽¹⁰⁾。

また、隅谷氏の賃労働の理論にたいする共鳴から出発して定立された、と考えられる前述の『労働市場論的分析視角』も、かかる分析視角に基礎づけられておこなわれたはずの公共職業訓練の実証的研究に照らしてみると、主観的であることをまぬがれない。道又氏は、北海道立苫小牧職業訓練所(一九六五年一〇月二十五日開所)における「職業訓練の実態と問題点」として、(1)「実技の訓練期間が十分に与えられていないこと」(傍点は引用者、以下傍点はことわりのないかぎり引用者による)、(2)「応用実習の場が十分に与えられていないこと」、(3)職業訓練指導員間の反目による訓練運営の混乱がみられること、(4)「産業人としての自覚を養うことを目標として」「訓練所側から提起された……訓練生に対する生活指導」が「とくに重視して」実施されていることを、調査結果の総括として指摘しておられる。つづけて道又氏は、「訓練修了生

の就労状況」にふれられ、請負給制度が「家族持ちの労働者にとつて満足すべき水準となっていない」と論述しておられる。だが、公共職業訓練の実態と問題点、および訓練修了生の就労状況にかんする調査結果の論述は、資本が労働力にたいする需要とともに労働力の供給の面でも作用していることを実証することによって、教育訓練の具体的あり方が、労働力需要と労働力供給との独立した力の相互作用で決定されるといった『労働市場論的分析視角』の主観性を、かえって暴露することになっている。資本は、国家機構を楨杆として、公共職業訓練修了者に固定化された職業技能の形成を強制するとともに、彼らを季節雇用の職場にのみ再配置しているの⁽¹³⁾であれば、労働力需要とともに労働力供給の側面においても作用していることになる。かくて、論述された調査結果は、道又氏によって提起された『労働市場論的分析視角』の主観性を証明することになったし、隅谷氏の賃労働の理論の自己崩壊をも傍証することになった。

隅谷氏の賃労働の理論に基礎づけられた公共職業訓練の理論枠組が、公共職業訓練の態様との乖離をうみださざるをえなかった基底な根拠は、資本の蓄積を生産力一般の発展

に矮小化したところにあった。こうした理論的反省からすれば、公共職業訓練の分析としては、労働力需給関係を資本蓄積過程との関連で検討することを、必要とする。すなわち、公共職業訓練の分析は、資本の蓄積にともなう剰余価値生産の発展が、必然的に相対的過剰人口の析出にみちびく、といった理解を基礎にしておこなわなければならない。

社会的労働の生産性の発展は、蓄積のもつとも強力な楨杆であり、資本の技術的構成の高度化をつうじて、資本価値の可変部分を犠牲にしての不変部分の増大に反映される。資本の有機的構成の高度化は、相対的過剰人口をうみだす。社会的労働の生産性の発展とともに、相対的過剰人口の形成される規模と範囲も拡大される。しかも資本主義体制の維持のために、資本の技術的形態をたえず急速に変化させていかなければならない国家独占資本主義のもとでは、相対的過剰人口のいっそう大規模な形成が、国家の労働力政策を楨杆として進行する。かかる労働力政策は、資本の技術的形態を急速に発展させながら進行する資本蓄積過程に規定されて、公共職業訓練の実施を重要な構成部分としている。かくて、公共職業訓練は、国家独占資本主義における停滞的相対的過剰人口

の形成機構の主要な一環として、位置づけられている。

本稿は、戦後日本資本主義の六〇年代後半以降における公共職業訓練の役割を、資本蓄積過程との関連で分析しようとするものである。

分析を六〇年代後半以降に限定したことは、戦後日本資本主義の高蓄積過程における公共職業訓練の役割を、もっとも典型的に把握しようとする意図につらぬかれている。六〇年代後半から七〇年代初頭における公共職業訓練は、それ以前の時期に比し、いっそう展開された形態をとって組織されていたからである。また、賃金補助・利潤補償制度をとましながら組織される、七〇年代中葉における公共職業訓練にまで分析の対象を拡げることによって、隅谷氏の設定された公共職業訓練の理論枠組の限界をいっそう明確に示すことができる⁽⁴⁾と考えられるからである。最後に、道又氏による分析が、六〇年代後半の一時期に対象を設定されておられるからでもある。

尚、公共職業訓練の分析としては、企業内教育・学校教育との位置関連を視野に収めた分析となる⁽⁵⁾。

(1) 隅谷三喜男編著「日本職業訓練発展史」下、一九七一年七月

日本労働協会、二七六ページ。

(2) 職業訓練史研究会（隅谷三喜男他）『わが国における職業訓練の史的展開過程——その3・昭和期』一九七二年九月 日本労働協会、二〇一ページ。

(3) 職業訓練史研究会 前掲書 二〇三ページ。

(4) 職業訓練史研究会 前掲書 二〇九ページ。

(5) 北海道大学教育学部産業教育計画研究施設「地域開発と労働者教育」（一九六七年十月）は、技術教育と思想教育との統一としての企業内教育といった見解をみちびくにあたって、企業内教育をもっぱら思想教育であると断定する見解が、企業内教育についての矮小化された理解であるにすぎないと述べている（同書 八四〜五ページ）。

尚、企業内教育を国家独占資本主義による思想攻撃の一環であるとのみ位置づける見解の最近の例としては、中川英司「企業内教育の本質としくみ」（『前衛』一九七一年三月号所収）がある。

(6) 北海道大学教育学部産業教育計画研究施設 前掲書 一二二〜一三三ページ。

(7) 北海道大学教育学部産業教育計画研究施設 前掲書 一六六ページ。

(8) 北海道大学教育学部産業教育計画研究施設 前掲書 一六六ページ。

(9) 一九三〇年代の「大不況」期以後、雇用と失業の強蓄積に必要な水準の国家独占的設定、すなわち、国家独占的「完全雇用計画」が、資本主義国の支配層にとって重要な政策課題となっ

たが、一九七〇年代になってから、国家独占資本主義のこのような調整機能は、破産するにいたったという。今日における雇用政策は、これまでの「完全雇用」政策を放棄し、大量失業が避けられないことを公然と認めるにいたったという（三好正巳・藤原壮介「現代日本の労働組合運動の特質」、大橋隆憲他編『新マルクス経済学講座』第六巻所収、一九七六年六月、有斐閣、二七八〜九ページ）。詳しくは同論文を参照されたい。

(10) たとえば、隅谷三喜男「労働市場論ノート」、東京大学「経済学論集」四一卷二号、一九七五年七月所収、同「労働問題研究の方法」社会政策学会編「労働問題研究の方法」、一九七六年五月、御茶の水書房所収を参照されたい。

(11) 以上の引用はすべて北海道大学教育学部産業教育計画研究施設 前掲書、一五四〜六ページによっている。

(12) 以上の引用はすべて北海道大学教育学部産業教育計画研究施設 前掲書 一五七ページによっている。

(13) 北海道大学教育学部産業教育計画研究施設、前掲書、一五三ページ。

(14) 隅谷三喜男編著「日本職業訓練発展史」上・下、およびこの著作の出発点をなし、隅谷氏の指導になると思われる「わが国における職業訓練の史的展開過程」その1〜3は、膨大な資料を駆使した実証的研究である。本稿では、隅谷氏の設定された公共職業訓練の理論枠組のもつ限界を、主として理論的な検討をうけて摘出することにかぎられている。隅谷氏の設定された対象時期にまたがっての理論的・実証的な研究は、機会をあらためたいと考えている。

「完全雇用」保障計画と公共職業訓練（三富）

(15) 戦後日本資本主義の高蓄積過程における公共職業訓練について分析するとき、企業内教育・学校教育との連関を視野に収めるものでなければならないことは、共通の認識になっているように思われる。たとえば、大木一訓「職業技術教育斗争にかんする一つの覚書」、労働者教育協会編「労働者教育論」、一九七一年一〇月、学習の友社所収、田沼肇「わが国における労働力政策の特質」、現代の労働組合運動」第六集、一九七六年三月、大月書店所収、を参照のこと。すでに筆者も、学校教育、公共職業訓練との位置連関を視野に収めて、戦後における企業内教育の展開について分析したことがある。拙稿「戦後における企業内教育の展開」、『立命館経済学』第一四四巻五・六号、一九七六年二月所収。

二 停滞的過剰人口の形成機構としての

公共職業訓練

A 資本蓄積と労働力「不足」

戦後日本資本主義の高蓄積過程の主要な特徴の一つは、アメリカ帝国主義への輸出依存の拡大を中心とする、輸出依存率の上昇であった。すでに、一九五五〜六一年期間における輸出の年平均増加率（ドル基準）が、実質国民総生産の年平均増加率一〇・七％を越える、一三・六％に達していたことも、ひきつづく六一〜六五年期間における輸出年平均増加

率も、実質国民総生産の年平均増加率八・一%を大幅に凌駕する、一九・〇%に達するものであった。

それゆえ、戦後日本資本主義の国際競争力の最大の武器であつた低賃金構造も、輸出依存率の上昇を伴うことにおいてのみ展開しえた、戦後日本資本主義の高蓄積過程で、維持されてきた。高蓄積過程では、資本主義的技術革新を基礎とする資本の有機的構成高度化のもとで、流動的過剰人口が拡大された規模が再生産されるとともに、独占的大企業から「反発」された労働力の、停滞的な再編成を軸とする停滞的過剰人口の巨大な堆積が、つくりだされた。大企業の本工労働者家族の多就業としてのパート・タイム、家庭内職をはじめ、臨時工、社外工、季節労働者などの差別的な雇用形態が一般化された。こうして、戦後日本資本主義の高蓄積過程では、労働力の「反発」と半失業構造の形成を楨杆として、低賃金構造が維持されてきた。

ところで、かかる高蓄積過程の進行は、その過程で労働力の「不足」を随伴することとなった。労働力の需給状況は、一九六七年には、新規学卒労働力以外の一般労働力も求職倍率が一を割り、それ以降、求職倍率低下の一端を辿るにいた

第1表 労働力不足の企業経営面への影響別企業規模別分布

(単位:%)

影響 規模	機械設備が遊休化している	生産または売上げが減少している	計画どおり生産または売上げが伸びないでいる	時間外労働が長くなっている	粗悪品が多くなっている	災害発生件数が増加している	指導員不足のため要員訓練に支障をきたしている	外注を増加している	省力化のための設備投資	人件費が増大している	その他	支障はない 生産または営業に 部分的に不足しているが
5~29人	22.4	21.7	41.6	22.0	3.1	0.8	3.7	27.4	9.5	21.4	2.2	10.4
30~99人	22.8	20.1	41.5	27.3	5.3	1.1	6.3	32.8	12.9	23.2	1.7	11.5
100~499人	19.1	12.7	37.1	27.8	3.4	2.6	6.2	26.8	15.8	19.8	2.1	13.1
500~999人	11.1	9.2	28.5	29.1	2.5	2.7	4.6	24.3	22.0	15.7	1.6	15.3
1000人以上	8.6	7.5	25.8	29.0	1.1	1.5	3.8	22.9	26.6	14.6	1.4	16.2
計	22.1	20.5	41.1	23.7	3.6	1.0	4.5	28.5	10.9	21.6	2.1	10.9

(出所) 労働省職業訓練局『技能労働力需給状況調査結果報告』(1970年3月)32~33ページ第12表。

(注) 調査対象期日は1969年6月中に同月1日現在およびそれ以前1年間の実態について調査したものと。

った(六七年〇・八、六八年〇・七、六九年〇・六、労働省職業安定局「労働市場年報」)。求職倍率の低下は、労働力充足率をも

低下させることで(六七年九・二、六八年八・九、六九年七・八前掲「労働市場年報」)、独占的大企業における生産計画の圧迫・操業度の低下を、ひき起こすまでにいたった(第一表)。生産計画の圧迫・操業度の低下は、系列中小零細企業における労働力充足率の低下が、そこでの請負作業の困難さをひき起こすことで、独占的大企業へ影響を及ぼすにいたったものである。独占的大企業は、労働力充足率の低下が、生産計画の圧迫・操業度の低下に連動するにいたったとき、「省力化」投資の推進を中心とする「省力化」対策、「能力開発」対策の実施をせまられることになる。たとえば、「省力化」対策としては、運転台・操作盤・計器の統合、梱包のライン化、工作機械のNC化(Numerical Control、数値制御)、さらにはコンピュータによる工程管理、プロセス・コントロール等の「省力化」投資を中心として、標準時間制度の導入、要員査定基準の「整備」、自主管理運動の推進等として、実施されるにいたっている。また、「能力開発」対策としては、熟練労働力対策としての定着化対策として、新たに「モラーールの向

上」・「職業意識の確立」に寄与する訓練が、実施されるにいたっている。⁽¹⁾

労働力の「不足」が、新規学卒労働力以外の一般労働力にも波及したことは、半失業構造の再生産を困難にし、低賃金構造を弱体化させることになる。一般労働力の求職倍率が一割割った一九六七年頃から、賃金上昇率も急上昇するにいたった(六五年八・七、六六年一・六、六七年二・五、六八年一・五・七、六九年一・四、労働大臣官房労働統計調査部「毎月労働統計調査総合報告書」)。労働力の「不足」が、低賃金構造の弱体化をひき起こすまでにいたるとき、相対的過剰人口の創出・流動化とそれを楨杵とする低賃金構造の再編強化を目的とした「積極的労働力政策」が、課題化される。

具体的には第一に、労働力構成の高齢化として提起されるところの、中高年労働力の流動化である。中高年労働力の流動化が、相対的過剰人口の流動化とそれを楨杵とする低賃金構造の再編強化の一環としてのみ存在することは、中高年労働力の雇用が定年制の延長による継続雇用としてではなく、再雇用として提起されていることに示される。また、このことは、たとえ定年制の延長による中高年労働力の継続雇用と

して設定されたばあいでも、年功賃金制度からの「脱皮」と職務給制度の導入とを随伴することにおいて提起されることに示される。中年労働力の再雇用と職務給制度の導入は、形態上の差異にもかかわらず、賃金の絶対的低下をひき起こすことで、低賃金構造の維持と強化につうずることを、共通の特徴としている。

「積極的労働力政策」の第二は、適応職種の開拓として提起されるところの、婦人労働力の流動化と活用である。男子から女子へきり換えられた仕事の事例数は、鉄鋼・非鉄金属・金属製品・機械の各製造業で六五六、輸送用機械器具製造業二五二、電気機械器具製造業二三一、精密機械器具製造業一三二をはじめとして、一九一五にのぼっている。また、きり換えられた職種は、一〇〇例をかぞえた化学試験分析工をはじめとして、プログラマー、検査工やボール盤工等の金属切削工作職種、プレス工や溶接工等の金属加工職種、自動車関係の組立工、機械部品仕上工、可塑物の成型工、製図工、写図工、化学や金属等の試験工、分析工、塗装工など、四九〇職種にのぼっている(労働省婦人少年局「女子労働者の就労状況の変化に関する調査」一九六九年六月)。これら相当広範囲に達

行した技能職種への女子の配置換えは、補助労働力から基幹労働力への女子の置き換えをその内容としている。たとえば、溶接分野では、雑役から電気溶接職種へ、組立補助からスポット溶接職種へ、雑工・雑役からガス切断職種へ、溶接下準備から電気溶接工職種へ、補助職からガス・電気溶接工職種へ、また、機械工分野では、雑役から単能盤工職種へ、包装・給食婦から機械工職種へ、清掃婦から金属工作機械工職種へ、製造補助からフライス盤職種へ、包装工・荷造工・パフ磨き工から金属加工職種への、女子の配置換えにその事例をみることができる(労働省婦人少年局「金属・機械製造業における婦人労働実態調査」一九七一年七月)。

補助労働力から基幹労働力への女子の配置換えは、女子労働力の「有効活用」を目的とする賃金管理上での一定の改善をとまなう。このことは、労働力構成に占める女子労働力の急増に伴って、役付労働者にたいする役付(班長)手当の増額が実施されたことたとえば示される。しかし、賃金管理上の「改善」は、名目賃金の絶対的な増加をとまなうとはいえず、それが女子労働力の「有効活用」の楨杆としての「改善」であることで、相対的賃金の低下をとまなわずにはおかない。

さらに、女子労働力の配置換えは、「本採用」以外の者が男子のばあいをはるかに凌駕していること（男子四％、女子二七％）、

また「本採用」のばあいでも、日給ないし時間給が賃金支払形態の主要部分をなしていること（日給七七・六％、時間給三・

一％、労働省婦人少年局「金属・機械製造業における婦人労働実態調査」に実証されるように、半失業構造の拡大された規模での再生産の一環をなしている。こうして、女子労働力の配置換えは、低賃金構造の再編強化の主要な一環をなしている。

このように、中高年労働力の再雇用ないし職務給の導入を前提とする定年制の延長と、女子労働力にたいする適応職種の開拓は、労働力「不足」のもとにおける、低賃金構造の再編強化を目的とする「積極的労働力政策」の主要な構成部分である。また、これらは、「積極的労働力政策」の構成部分としては、資本主義の基本的経済法則である価値法則の作用するもとで、独占的大企業にひきつづき大量の新規卒労働力を配置していくための保障条件でもある。

「積極的労働力政策」は、公共職業訓練の「近代化」を第三の構成部分としている。この点は、本稿の主題にかかわるので、項をあらためて詳細に検討しなければならない。

「完全雇用」保障計画と公共職業訓練（三〇〇）

(1) 日本経営者団体連盟雇用政策研究会「技能労働力不足の現状と対策の方向」一九七〇年二月、一〇〇～一一一ページ。

B 公共職業訓練の「近代化」

労働力「不足」のもとして実施された、運転台・操作盤・計器の統合、工作機械の数値制御化、工程管理におけるコンピュータの採用等の「省力化」投資は、企業内部の生産構造とそれに対応する職業構造・職業内容の変化を、もたらす。さらに、「省力化」投資は、「省力化」のための機械・装置体系をつくりだす新たな産業部門の必要を提起することで、戦後日本資本主義の産業体系としての産業構造と、それに対応する職業構造・職業内容の変化をも、もたらす。それゆえ、かかる変化のもとにおける相対的過剰人口の流動化と活用は、技術的側面の規制を強くこうむるものでなければならない。公共職業訓練は、かかる技術的側面の強い規制を不可避とすることで、その「近代的」な性格を特徴づけられながら、「拡充」されることになる。

同時に、公共職業訓練の「拡充」は、後期中等教育修了者の増大との関連で、高校教育との差別的な格差構造が継続的

に維持されたもとの「拡充」としてのみ実施される。単線型学校教育体系のもとで、高等学校(高校)・工業高等専門学校(高専)の逐年的に顕著な上昇を辿る入学率(一九五五年四六・二%、六〇年五三・四%、六五年六六・五%、六九年七四・九%、男子のみ、文部省「学校基本調査」を基礎として進展する後期中等教育修了者の増大は、普通高校の圧縮と工業高校・工業学科の拡大、小学科への細分化、技能教育の強化、さらには職業指導の強化にもかかわらず、技能工・生産工程以外の職業分野への就職希望者を、否応なく増加させた。かかる傾向は、ますます大量の搾取材料を直接的生産過程に「吸引」すること、いっそう高度の資本蓄積をすすめていくために、制限されなければならない政策課題として、設定されるにいたった。かくして、後期中等教育修了者の増大との関連で課題化された、直接的生産過程に配置される搾取材料の創出は、「積極的労働力政策」への教育政策の従属の強化として、まず具体化される。すなわち、独占的大企業の直接的生産過程に高卒労働力を確保するために、高校における進路指導と職業指導の「徹底」、技能連携の強化、教育内容の「多様化」、職業準備教育の強化として具体化される。さらに、中小零細

企業における直接的生産過程の各階梯に搾取材料を配置するために、高校・高専入学希望者の公共職業訓練校への入校指導、中学校卒業後公共職業訓練へ入校する者に対する高卒資格付与の簡易化など、公共職業訓練の積極的な「拡充」として具体化される。

こうして、技術的側面の規制を強くこうむることで特徴づけられた、公共職業訓練の「近代化」は、高校教育との差別的な格差構造の枠組のもとにおいてのみ、貫かれることとなる(第2表)。

では、公共職業訓練の「近代化」は、いかなる具体的な諸点において看取されるのか。それは、一九五八年に制定された職業訓練法とそのもとの職業訓練制度を、改正するにいたった新職業訓練法(第六国会提出、一九六九年七月成立)、およびそのもとの新しい職業訓練制度に、もともと端的に表現されている。次のようにである。

まず、「省力化」投資の増大するもとの機械・装置体系に規制された職業内容と職業訓練内容との関連が検討されることで、訓練時間(期間)の増加と普通・専門学科の大幅な拡大が、おこなわれたことである。

第2表 学校教育と公共職業訓練との教育・訓練内容の比較

	学校教育				公共職業訓練		
	工業高校機械科 (A)	専修訓練機械科 (B)	高等訓練機械科 (C)	高等訓練機械科組立て科 (D)	B/A	C/A	D/A
普通学科	1,925 (49.5)	200 (11.8)	300 (8.8)	400 (7.8)	10.4	15.6	20.8
専門学科	1,330 (34.3)	300 (17.6)	700 (20.6)	880 (17.3)	22.6	52.6	66.2
実習	630 (16.2)	1,200 (70.6)	2,400 (70.6)	3,820 (74.9)	190.5	381.0	606.3
総時間	3,885 (100.0)	1,700 (100.0)	3,400 (100.0)	5,100 (100.0)	43.8	87.5	131.3
修了期間	3(年)	1(年)	2(年)	3(年)	—	—	—

(出所) 文部省「学習指導要領」, 労働省令第24号「職業訓練法施行規則」『官報』(1969年10月1日 号外第136号)より作成。

(注) 上段の数値は時間数, 下段の数値は構成比である。

「完全雇用」保障計画と公共職業訓練 (三富)

たとえば、金属加工部門の機械科では、旧職業訓練法（一九五八年七月施行）のもとでの訓練時間（期間）一、八〇〇時間（一年）が、新職業訓練法（一九六九年一月施行）のもとで三、四〇〇時間（三年）に、増加された。さらに、旧職業訓練法のもとで、数学、物理化学、実用英語（外国語）、社会、体育、機械工学大意（概論）、電気工学大意（概論）、材料及び材料力学等で構成されていた普通・専門学科には、物理化学、材料及び材料力学の、それぞれ物理、化学、材料力学としての独立科目化をはじめ、全くあらたに国語、生産工学概論、金属製造概論、材料試験法、測定法がつけ加えられた。この結果、機械科の訓練時間に占める普通・専門学科充当時間は、四二〇時間から一、〇〇〇時間へと絶対的に増加するとともに、その構成比も二三・三%から二九・四%へと拡大されることになった。また、金属加工部門の機械製造科では、普通・専門学科充当時間が、普通学科に国語、専門学科に生産工学概論、機械工作法、材料、材料力学と全くあらたに加えられることで、三四〇時間から一、〇〇〇時間に、構成比にして一八・九%から二九・四%に増加することとなった。これら普通・専門学科を構成する科目の増加と充当時間数の拡大は、

基本・応用実習時間の構成比を低下させることになる。たとえば、機械科では、六・一%、機械製図科では、一〇・五%の減少をとまうものであつた。⁽¹⁾

ところで、新職業訓練法とそれとの新しい職業訓練制度に示される「近代化」は、「国民所得倍増計画」のもともて策定された「人的能力開発政策」の一環としての公共職業訓練の展開を、法制的に準備した旧職業訓練法以来の「近代化」を段階的な規模で深化させるものであつた。いいかえれば、旧職業訓練法は、それ以前の職業安定法に基づく職業補導と労働基準法に基づく技能者養成との二本立てでおこなわれていた公共職業訓練の体系を一本化とすることで、公共職業訓練の「近代化」を意図するものであつた。また、旧職業訓練法の施行以降、公共職業訓練の「近代化」は、たえず展開された規模で実施されてきた。だが、新職業訓練法のもとにおける「近代化」は、旧職業訓練法のもとにおけるそれと比べて、段階的な差異を示している。この点は、公共職業訓練として実施される訓練内容の差異として、表現されている。職業訓練審議室長として、旧職業訓練法の策定に当初からたずさわつておられた渋谷直蔵氏は、『職業訓練法の解説』

のなかで、次のように述べておられた。

「職業訓練法による職業訓練……対象となるものは、いわゆる高度の『技術』よりも『技能』を主とするものである。ここに『技術』とは……学術上の素養をもとし、専門的知識理論を実際に応用する能力、方法をいい、自然科学の知識がその主要な要素を占めるに比し、『技能』とは、個人が自分の経験又は実地の訓練によつて得る、現実的且つ具体的な能力を意味する⁽²⁾」。このように、職業訓練法による訓練の「内容が、職業に必要な『技能』に限定されているので、もとより技能に関連ある知識を全然排除するものではないが、その主体は、職業に必要な『腕』の訓練であつて、一般的知識たる、『頭』乃至『知識』は従として考へている。従つて学術的素養を問題とする『技術』には及んでいない⁽³⁾」(傍点は引用者)。

旧職業訓練法のもとで実施される公共職業訓練では、学術にかかわる所謂『技術』には及んでいないというわけである。だが、新職業訓練法に至ると、問題は次のように設定されるようになった。

「組織的に複雑化し、階層化した近代経営の中では、直ぐ役に立つ実用的な技能もさることながら、多様で不断に変化する仕事に自らを適応させていく基礎的な能力……が日一日と重要性を加えてく

る。更に、また技術革新の進展は、機械の管理、運転、操作及び補修のために、一見簡単な作業の背後にひそむ複雑な機械の動きを理解できる科学的・技術的知識を備えた高度の熟練労働者の厚い層の存在を強く求めるようになってゐる。したがって「今後の職業訓練制度の基本的方向」は、「技能労働者が、『腕と頭』を兼ね備へた新しいタイプの職業人としての完成を期しうるような職業訓練の一貫的な体系を整備・確立する」⁽⁵⁾ものでなければならぬ(傍点は引用者)。

新職業訓練法のもとで実施される職業訓練の内容は、技術的な知識に及ぶものでなければならぬ、というわけである。こうして、旧職業訓練法以来の公共職業訓練の「近代化」は、新職業訓練法の制定にいたって、段階的な規模で発展させられた。すでに論述した普通・専門学科構成科目の増加と充当時間数の拡大は、旧職業訓練法から新職業訓練法への、かかる段階的な規模で深化された「近代化」の法制的な具体化であった。公共職業訓練は、工作機械の数値制御化、工程管理のコンピュータ化などの「省力化」投資による技術的側面の規制をうけることで、「近代的」に「拡充」されなければならなかったからである。すなわち、「省力化」投資のもとにおける剰余価値の生産が、機械・装置体系を基礎として展開

「完全雇用」保障計画と公共職業訓練(三富)

されることで、労働者にたいする「腕」の訓練」とは相対的に区別される「一般的知識たる『頭』乃至『知識』の訓練と、それを媒介とする職業技能の形成を、必須とするにいたつたからである。もとより、公共職業訓練として労働者に提供される知識は、約三〇%の学科充当時間と、七〇%以上にのぼる実技充当時間との構成に示されるように、技能教育の強化される工業学校におけるそれと比較したばあいでは、きわめて低位に位置する限定された範囲のものであったことは、すでに論述したところである(第3表)。

第二に、公共職業訓練の「近代化」は、職業訓練職種の大規模な拡大として実施された。かかる拡大は、「省力化」投資が、企業の生産構造と全産業体系とを変化させることで、「多様化」された職業構造に対応している。

訓練職種の大規模な拡大は、さしあたり公共職業訓練のうち養成訓練に考察の対象を限定したばあいでは、旧職業訓練法のもとにおける八三訓練職種(一般職業訓練六五、総合職業訓練一八)が、新職業訓練法のもとで二九五訓練職種(専修訓練一五二、高等訓練一四三)へと、三・五倍化したことに実証される。かかる拡大に少しく立ち入って検討してみると、たとえ

第3表 教育・職業訓練機関別・内容別採用状況

(単位：%)

	計			規 模 別								
				～300人			301～1000人			1001～		
	知 識	技 能	知 識 + 技 能	知 識	技 能	知 識 + 技 能	知 識	技 能	知 識 + 技 能	知 識	技 能	知 識 + 技 能
高 校(工 業)	21.6	25.7	27.5	17.9	22.3	21.4	17.1	31.4	22.9	29.6	28.2	39.5
公共職業訓練校(中卒者)	3.7	18.8	4.6	3.6	24.1	5.4	—	8.6	2.9	5.6	15.5	4.2
公共職業訓練校(高卒者)	10.6	15.1	16.1	12.5	11.6	15.2	11.4	25.6	20.0	7.0	15.5	15.5
そ の 他	64.1	40.4	51.8	65.0	42.0	58.0	71.5	34.4	54.2	57.8	40.8	40.8

(出所) 職業訓練大専校「給高訓練了者の職場における評価について」(1975年3月)65ページA・Q 8より作成。

(注) 調査の時期は1974年2月。

その他とは大学・短大(工学系)、高専、高校(商・農業・普通)、中学、各種学校、事業内訓練校、無回答、その他を合計したものである。尚 その他の合計数値のうち無回答がその大半を占めている。

上の数値はすべて第1位分の数値である。

ば、金属加工部門では、旧職業訓練法のもとで用意されていた機械工、精密機械工、板金工、めっき工、配管工、建設機械工、農機具修理工の訓練職種に加え、新職業訓練法のもとで、新たに、金型科、機械組立て科、内燃機関科、金属彫型科、製かん科、金属プレス科、陽極処理皮膜科、構造物鉄工科、機械製図科、構造物製図科等、一〇訓練職種が追加された。さらに、訓練職種の拡大は、「省力化」投資が、工作機械の数値制御化、コンピュータ・コントロールの採用を内容とする段階にいたったことで、光学機器製造科、計測機器製造科、電子機器科、通信機製造科、電子管製造科、半導体製品製造科、電機製図科、電子計算機科等、精密加工および電機製造部門の訓練職種の拡大を、必須の構成要素としていた。また、訓練職種の拡大は、「省力化」投資による職業構造の「多様化」が従来からの職業の消滅をも意味していることで、のこ目立工、ミシン修理工、ラジオ修理工、ラジオ・テレビ修理工、刺しゅう工、竹とう細工工等の訓練職種の廃止を、随伴しての拡大であった。

このように、公共職業訓練の「近代化」は、訓練時間(期間)の増加、普通・専門学科の大幅な拡大、実習充当時時間構

第4表 訓練手当等の受給状況

(単位：%)

	1972年 4月	1973年 4月
訓練手当等	4.2	3.6
失業保険金	75.7	76.9
いずれも受けていない者	20.1	20.5
計	100.0	100.0

(出所) 労働省職業訓練局「公共職業訓練校入校及び修了状況等報告書」(1972年1月)12ページ第19表、同(1973年11月)16ページ第19表より作成。

(注) 能力再開発訓練受講者のみ。

「完全雇用」保障計画と公共職業訓練(三富)

成比の減少、さらには訓練職種の顕著な増加として具体化されたものであった。

ところで、公共職業訓練校への新規学卒者の誘導は、職業訓練受講者にたいする訓練期間中の学資援助を含む、各種の措置がとられるのでなければ、おのずと限界に達着することになる。高校との格差構造が維持されたもとの公共職業訓練校への入校は、独占的大企業に系列化された中小零細企業への配置を意味しているからである。そこで、公共職業訓練の「近代化」は、養成訓練生にたいする訓練の無料実施をはじめとして、受

講資金貸付制度の「拡充」をとまうことになる。また、養成訓練とともに公共職業訓練受講者の大半を占めていた転職訓練(能力再開発訓練)は、ひとたび「反

発」されて「再雇用」を希望する労働者を対象とした職業訓練として設置されていることから、訓練期間中における生活保障の問題をともなっている。そこで能力再開発訓練の全面無料実施をはじめとして、訓練期間中における失業保険給付の設定、さらには、訓練手当の設定など、訓練受講者にたいする一定の生活保障措置が採用されることになる(第4表)。

かかる生活保障の問題は、社会保障が「積極的労働力政策」に従来にもまして従属することにおいてのみ、「解決」される。かかる従属は、失業保障の回避を楯とする、低賃金労働力の創出と「反発」された労働力の停滞的再編成が、強化されたことによる。現に、職業訓練の無料実施と受講資金貸付金制度、および訓練手当は、失業保険における受給資格の制限、給付期間の制限等をつうじてプールされる、失業保険財政によってまかなわれている。失業保険を取巻機構に転化させ、そこに財源を求めることによって、公共職業訓練における疑似的な生活保障に充当しているわけである。かかる事態は、失業保障としての機能をはたすべき失業保険が、その反対物に転化したことを示している。

(1) 以上の整理は「職業訓練法施行規則別表第二」渋谷直蔵「職

業訓練法の解説」一九五八年七月、労働法令協会、所収、労働省令第二十四号「職業訓練法施行規則」大蔵省印刷局「官報」一九六九年一〇月一日 号外第一三六号所収に拠って筆者のまとめたもの。

尚、整理した数値はいずれも養成訓練についてである。

- (2) 渋谷直蔵 前掲書 二五ページ。
- (3) 渋谷直蔵 前掲書 一九ページ。
- (4) 中央職業訓練審議会（内田俊一会长）『今後の職業訓練制度のあり方について』一九六八年七月 一五〇六ページ。
- (5) 中央職業訓練審議会 前掲報告書 四〇ページ。
- (6) 渋谷直蔵 前掲書 一九ページ。
- (7) 公共職業訓練の無料実施というばあい、受講者が訓練費用を直接には負担していないというかぎりのことである。受講者によって実習時間に製作された製品の販売からえられた売上代金が、訓練費用に計画的に充当されていることをみとおすわけにはいかない。

C 公共職業訓練修了者の不安定雇用化

前項では、新職業訓練法の段階における公共職業訓練が、社会保障の「積極的労働力政策」への従属をひき起こしながら、段階的な規模で「近代化」されたことについて論述してきた。そこで、本項では、かかる「近代化」が「積極的労働力政策」の主要な構成部分の一つとしていかなる諸結果を伴

なわずにはおかなかったかについて論及することで、「近代化」の意図が確定されなければならない。

新職業訓練法の段階における「近代化」は、この段階の労働編成が、自動化された機械・装置体系の採用にまでいたった「省力化」投資を基礎とする、剰余価値生産の展開に規定されていることで、もち込まれたものであった。それにしても、かかる「近代化」は、高校教育の差別的な格差構造の枠組が維持されたもとの、それであった。

独占的大企業による新規卒労働力の独占が、一般労働力の「不足」をよぶことで低賃金構造を弱体化させるにいたった段階では、後期中等教育修了者の増大による労働力「不足」の深刻化が、低賃金構造の一層の弱体化をよび起こすと危惧されるからであった。それゆえ、公共職業訓練の「近代化」は、すべての公共職業訓練修了者の新規卒労働力とは差別的に区別された労働力としての配置（再配置）の枠組を、その当初から強化こそすれ、いささかも弱めるものではなかった。公共職業訓練修了者のかかる配置（再配置）が、労働力「不足」のもとで弱化したつある低賃金構造を再建し、さらに補強することにつうずるからにはかならない。かくして、中学およ

第5表 公共職業訓練修了者の就職先職業および産業別状況

(単位：%)

職 種	計			産 業			
	計	養成 訓	力開 再訓	計	養成 訓	力開 再訓	
専門的・技術的職業、管理 的職業および事務従事者	8.6	3.8	13.6	農林漁業、水産養殖業	0.2	0.1	0.3
技能工・生産工程作業者	84.1	91.5	77.0	鋳造業	0.1	0.0	0.1
金属材料製造	(28.1)	(28.1)	—	建設業	29.5	30.2	28.7
金属加工	(17.9)	—	(17.9)	製造業	46.0	47.2	44.6
輸送機械組立修理	(12.7)	(15.9)	(9.4)	金属製品製造業	(9.7)	(10.6)	(8.7)
建設	(17.6)	(18.6)	(16.5)	一般機械器具製造業	(10.4)	(10.4)	—
上記以外の職業	7.3	(5.5)	9.3	輸送用機械器具製造業	(7.2)	(9.2)	(5.1)
				衣服その他繊維製造業	(9.1)	—	(9.1)
				卸売、小売業	5.0	3.5	6.5
				運通業	2.1	1.6	2.6
				電気、ガス、水道業	2.2	2.6	2.2
				サービス業	12.2	12.9	11.5
				上記以外の産業	3.0	2.5	3.5

(出所) 労働省職業訓練局『公共職業訓練校入校および修了状況等報告書』(1973年1月) 8ページ第13表、15ページ第25表より作成。

(注) 修了者とは1971年度(1971年4月～1972年3月)中の修了者である。
空欄箇所は不明のもの。

「完全雇用」保障計画と公共職業訓練(三富)

が高校を修了したのちただちに入所して職業技能の形成をおこなった養成訓練修了者は、『技能工・生産工程作業者』として、しかも、建設業、金属製品・一般機械器具・輸送用機械器具・繊維の各製造業など、中小零細企業の支配的な産業へ、そのほとんどが配置(再配置)されることになる。また独占的大企業からひとたび「反発」された労働力が、能力再開発訓練を修了することによって、独占的大企業のもとへ系列的に再編成された中小零細企業に、再配置されることになる(第5表)。公共職業訓練修了者が、小零細企業を中心として中小零細企業へ配置(再配置)される事態と、新規学卒労働力が、六〇年代の高蓄積過程にひき続いて、独占的大企業が集中的に配置される事態とは、歴然とした対照を示しながら進行している(第6表)。中小零細企業へ集中的に配置(再配置)される公共職業訓練修了者の賃金は、同年齢層の賃金と比較したとき、各段の低位性を示すことになる(第7表)。かくして公共職業訓練における職業技能の形成は、新規学卒労働者層と比較してさえ低位に位置する低賃金労働者層への労働力の誘導を意味することになる。「積極的労働力政策」は、訓練期間中における一定の生活保障と「近代化」とを、公共職

第6表 新規学卒者と公共職業訓練修了者との規模別就職状況比較

(単位: %)

	中学校 卒業者	高等校 卒業者	公共職業訓練修了者					能力再 開発 訓練
			計	養成訓 練	職業認 可	高等 総合 職業 訓練	高等 職業 訓練	
1~29人	22.2	8.7	39.1	41.8	24.0	19.0	46.7	
30~99人	14.9	14.6	20.9	19.5	19.6	17.2	25.1	
100~299人	17.9	19.4	16.1	16.8	20.0	19.1	13.1	
300~499人	9.4	12.4	6.0	5.7	7.3	9.6	4.4	
500~999人	14.4	13.9	6.6	6.3	12.2	10.0	4.9	
1000人以上	21.2	31.0	11.3	9.9	16.9	25.1	5.8	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(出所) 労働省職業安定局『労働市場年報』(1973年度)40~41ページ第8表 労働省職業訓練局『公共職業訓練校入校及び修了状況等報告書』(1973年11月)12ページ第14表, 19ページ第25表より作成。

(注) 新規学卒者・公共職業訓練修了者とも1972年度(1973年3月)の修了者である。

第7表 公共職業訓練修了者而非修了者との賃金比較

	新中卒労働者 ~17才 A	新高卒労働者 18~19才 B	専訓修了就職者 16~17才 C	総訓2類修了就職者 19~20才 D	C/A	D/B
所定内給与額 (初給賃金)	45,400(円)	53,200(円)	37,900(円)	45,500(円)	83.5(%)	85.5(%)

(出所) 労働大臣官房統計情報部『賃金構造基本統計調査報告』(1973年)20~21ページ第2表, 労働省職業訓練局『公共職業訓練校入校及び修了状況等報告書』(1973年11月)13ページ第15表より作成。

(注) 専訓修了就職者とは専修訓練課程修了就職者のこととおよそ10%の高卒者を含む以外はすべて中卒者によって占められている。

総訓2類修了就職者とは総合高等訓練過程2類修了就職者のこととおよそ1%の中卒者を含む以外はすべて高卒者以上によって占められている。

業訓練にもち込むことによって、公共職業訓練修了者が増加させ、彼らを低賃金構造の再建と補強の、一大楨杆として機能させているわけである。

さらに、ひとたび独占的大企業から「反発」されて公共職業訓練へ誘導された労働者も、また、直接に職業訓練へ誘導された新規学卒者も、ともに公共職業訓練修了者としては、その雇用が安定的であることを期待しえない。独占資本による系列中小零細企業の再編成とともに、ここでも「省力化」投資を中心とする「省力化」対策がすすみ、削減された人員のもとの機械体系の加速化によって、労働力のいっそうの磨損と荒廃が促進されているからである。公共職業訓練修了者の下向移動が主要な傾向と化し、彼らは、長期停滞的な底辺労働市場への転落を余儀なくされる(第8表)。公共職業訓

第8表 公共職業訓練修了者と非修了者との規模間移動比較

(単位：%)

	公共職業訓練修了者			公共職業訓練非修了者		
	上向移動	水平移動	下向移動	上向移動	水平移動	下向移動
1969年	23.3	27.3	41.4	39.2	34.2	26.5
1970年				48.5	28.1	23.4
1971年				40.9	29.6	29.5
1972年				43.2	28.3	28.5

(出所) 労働省職業訓練局『公共職業訓練校養成訓練修了者就業実態調査結果報告』(1972年5月)14～15ページ第10表, 労働大臣官房労働統計調査部『雇用動向調査報告』(1969年)26ページ第29表, 同(1970年)13ページ第19表, 同(1971年)13ページ第16表, 同(1972年)14ページ第18表より作成。

(注) 公共職業訓練修了者の移動は養成訓練を1968年3月～1970年3月までの間に修了した者で1968年4月～1972年12月までに移動した者についてである。
公共職業訓練非修了者の移動は各年次とも1月～12月までの間に移動した者についてである。
公共職業訓練非修了者の数値は訓練修了者との正確な比較をきするため～19才, 20～34才の数値のみを抽出した。

「完全雇用」保障計画と公共職業訓練(三富)

練修了者は、停滞的過剰人口の巨大な堆積の構成部分として、位置することになる。

こうして、公共職業訓練は、「積極的労働力政策」の主要な一環として、停滞的過剰人口の形成機構の役割をはたしている。

三 「完全雇用」保障計画の破綻と公共

職業訓練

A 「雇用調整」と労働力政策

国家独占資本主義による「有効需要」の創出を媒介として、高蓄積を持続してきた戦後日本資本主義は、全般的危機の新たな深化のもとで、深刻な経済的危機におち入っている。一九七〇年を一〇〇として、七三年一二七・三と一時上昇傾向を示した鉱工業生産指数は、七四年に入って一二三・三と漸減傾向を辿るとともに、つづく七五年にいたると、一〇九・七と大幅な落ちこみを示すにいたった。これにともなって、生産者製品在庫指数(鉱工業)も、一九七〇年を一〇〇として、七三年一一四・〇、七四年一四八・九、七五年一六二・六、と逐年的に大幅な上昇を辿るにいたった(通産省「通産統計」)。

第9表 「雇用調整」の時期別方法別実施事業所割合

(単位：%)

				1974年1 ～6月	1974年10 ～12月	1975年1 ～3月	1975年10 ～12月
産 業	製	造	業	26	65	74	59
	軽	工	業	20	54	56	35
	織	維・衣	服	—	68	67	34
	化	学	工	23	58	72	63
	重	工	業	31	75	85	70
業	鉄	鋼・金	業	—	67	82	77
	機	械・電	属	—	77	86	67
方 法	中	途	採	14	45	44	44
	新	規	学	4	—	—	—
	臨	時	勞	3	19	21	11
	希	望	退	1	6	7	3
	配	置	換	3	18	22	21
	残	業	規	12	46	51	41
	一	時	婦	3	17	21	7
	そ	の	他	5	9	19	7

(出所) 労働大臣官房統計情報部「労働経済動向調査報告」(1975年2・5月)8ページ第5, 6表, 19ページ第8表-1, 20ページ第8表-2, 同(1975年8・11月)7ページ第8表, 同「労働経済動向調査(1976年2月)結果の概要」11ページ第9表-2, 13ページ第10表-1より作成。

(注) 数値は各産業の集計事業所に対する比率である。

いずれも実績数値。

各表とも数値は四捨五入によっている。

立命館経済学(第二十五卷・第一・三合併号)

一七八(三八二)

独占資本の蓄積方法は、戦後日本資本主義の高蓄積過程を支えた諸条件の喪失状況に対応して、大量に累積された相対的過剰人口を、社会的に顕在化された失業形態におかざるをえない方向へと変化してきた。独占の大企業は、「雇用調整」を実施することで、労働者の一部を「過剰雇用者」として「反発」し、社会的に顕在化された大量の失業者群を生みだすにいたった(第9表)。一九七〇年五九万人であった完全失業者は、官庁統計にあらわされたかぎりにおいても、七二年七三万人、七三年六七万人、七四年七二万人と拡大傾向を辿り、七五年には九九万人にまでおよんだ。七〇年を一〇〇としてみたばあいの完全失業者指数は、五年後の七五年には一六八・八にも達した(総理府統計局「労働力調査」。また六〇年代後半以降、差別的な雇用形態のもとで大量に「吸引」された労働婦人は、「雇用調整」の一環としての「長期の休業制度」^①によって、ふたたび家庭婦人として潜在的な失業者に戻る傾向をみせている。

失業者群としての社会的な顕在化の方向を辿る相対的過剰人口は、「積極的労働力政策」の政策手段による法制的・財政的ならうちのもので、累積されている。雇用保険法（一

九七四年二月成立）に基づく雇用調整給付金制度（一九七五年一月からくりあげ実施）の具体化は、「雇用調整」の実施による一時帰休者の発生を誘導することとなった。雇用調整給付金制度は、企業が労働者に労働基準法で定められた休業手当を支払って一時帰休させるはあい、通産省による不況業種の指定と、労働組合による承認さえあれば、雇用保険財政からの給付金を、無利子・無担保・返却催促なしで受け取れるからである。

相対的過剰人口の失業者群としての顕在化の状況を反映して、最近では、「国民所得倍増計画」の主要目標とされて以来、その後の高蓄積過程で採用されてきた「完全雇用」保障計画は、破綻しつつある、と広く論じられるにいたっている。また、「完全雇用」保障計画の破綻は、今後の「積極的労働力政策」の策定にあたっている当局も、公然と認めているところである。雇用政策調査研究会（馬場啓之助会長）は、『昭和五〇年代の雇用政策』（一九七五年二月）で、次のように述べ

「完全雇用」保障計画と公共職業訓練（三三頁）

ている。

「一九七〇年代にあって、先進工業国は、物価と失業という共通の悩みに直面し、その克服が最大の政策課題となった。失業防止のための雇用需要の喚起はインフレ圧力を高め、一方総需要抑制策に替わる物価の抑制は失業の増大を伴う。総需要抑制策に替わる有効な物価政策が開発されない限り、このジレンマは解消せず、有効需要の拡大を主体としたこれまでの完全雇用政策が物価問題を契機として再検討をせまられている」。

「完全雇用」保障計画は、国家の「有効需要」の創出を媒介とした戦後日本資本主義の高蓄積過程の枠組のもとで、実現可能な政策課題であるかのように考えられてきた。「完全雇用」保障計画の「再検討」の提唱も、「国民所得倍増計画」以来今日まで、労働者は「完全雇用」状態におかれていたとの認識を変えているわけではない。だが、完全失業者は、官庁統計を一瞥したかぎりでも、一九六二年五九万人、六四年五四万人、六六年六五万人、六八年五九万人と、高蓄積過程で存在しつづけていた（総理府統計局「労働力調査」）。また、失業という顕在化された形態ではないとしても、臨時工、日雇い労働者、パート・タイマー、内職者など、半失業諸形態が拡大再生産されることで、膨大な相対的過剰人口が形成されて

いた。こうした諸点に照らしてみると、「完全雇用」保障計画が、戦後の日本資本主義の高蓄積過程で実現された、とみるわけにはいかない。

それにしても、「完全雇用」保障計画の破綻が論じられるにいたった現実的基礎は、それはそれとして存在するといわなければならない。すなわち、高蓄積過程で、比較的少ない範囲に顕在化を抑制されてきた相対的過剰人口は、全般的危機の新しい深化に対応した独占資本の蓄積方法の変化と国家財政の破綻のもとで、社会的に顕在化された失業者群の地位におかれざるをえなくなってきた、ということである。

(1) 雇用政策調査研究会「昭和五十年代の雇用政策」一九七五年二月「三三ページ」。

(2) たとえば日本経済新聞社「失業時代は来るか」（一九七五年一月）では、企業の「雇用調整」がこれまでになく「景気感応」的となったこと、また「雇用調整」手段が手づまり状態にある、と述べたうえで「ケインズ理論は、雇用・失業問題解決にとつての万能策でもなかった」との結論を導いている（一一四―一五ページ）。

ほか「Organisation for Economic Cooperation and Development. Manpower Policy in Japan. 1973（労働省訳・編『O.E.C.D対日労働報告書』一九七二年一月 日本労働協会）」 Andrew Glyn and Bob Sutcliffe. British Capitalism,

Workers and Profits. Squeeze. 1972（平井規之訳「資本主義の危機」一九七五年一〇月 ダイヤモンド社）、井手生「現代完全雇用論」一九七六年四月 東洋経済新報社を参照のこと。

(3) 雇用政策調査研究会 前掲報告書 四ページ。

B 公共職業訓練修了者の失業者群と

しての社会的顕在化傾向

では、公共職業訓練は、独占資本の資本蓄積方法の変化に関連して、いかなる変化を辿るにいたったか。

『職業訓練基本計画』策定上の資料として提出された職業訓練計画調査研究会（梅村又次座長）『職業訓練計画調査研究会報告書』（一九七〇年八月）は、七〇年代前半における公共職業訓練を展開するにあたって、次のように述べていた。

「公共職業訓練施設は人的能力の積極的な開発向上をはかるための機関として次第に整備されつつあるが、公共職業訓練施設には失業救済のための職業補導所施設としてのイメージがまだ残っている」（傍点は引用者）。また「現在の公共職業訓練施設には、老朽、狭隘なものが少なくなく、施設の整備が十分でない上、その内容が産業界の技術進歩に十分対応

していないものがある。⁽¹⁾（傍点は引用者）。

ところが、七〇年代中葉にいたると、公共職業訓練の課題は、一変して次のように設定された。

「高度成長から安定成長へのわが国経済の軌道修正に対応して、今後の景気後退局面では、一時的にかなり大量の離転職者が発生し、長期にわたって失業者として滞留するおそれもないとしない。……これらの者に対してその職業能力を開発向上して再就職の促進をはかる」⁽²⁾必要がある（傍点は引用者）。

公共職業訓練は、高蓄積過程の維持しうるものでは、その「近代化」が課題化されるけれども、相対的過剰人口の社会的顕在化をうみだす方向に資本蓄積の方法が変化したもとで「雇用調整」の政策的な促進を課題化することに、一変するものでなければならぬ、というわけである。

かかる変化は、公共職業訓練の次の諸点に具体化されている。第一に公共職業訓練の対象者が、「雇用調整」のもとで「反発」された労働力に限定される傾向を、示していることである。

たとえば、新規学卒労働力に限定されていた養成訓練課程

「完全雇用」保障計画と公共職業訓練（三富）

の入校対象者は、一九七五年度以降、『過年度学卒者』（二五才以下のすでに「反発」された若年求職者）にまで拡大された。また、当初から「反発」された労働力を対象として実施されていた能力再開発訓練課程は、養成訓練職種の一〇・八%の拡大と比し、二一九・八%の訓練職種拡大に示されるように、各段の規模をもって「拡充」された。また、技能開発訓練

課程、監督者訓練課程、技能補習訓練課程からなる向上訓練・再訓練では、「雇用調整」のもとで一時帰休あるいは、労働時間の大幅な短縮の対象となっている雇用労働者のみを、訓練対象に設定して実施されることになった。さらに、定年前の雇用労働者にたいしては、高齢層を対象とする訓練職種の選定と拡大、能力再開発訓練課程の学科履習における通信制度の導入等の諸措置をとることによって、雇用状態のまま職業訓練を受講しうる体制をつくりだすまでにいたった。しかも、見落とされてはならないことは、かかる体制の整備が、職業安定機関と公共職業訓練校との連携の強化をともなっており、実施に移されていることである。こうして公共職業訓練は、『一時帰休』など、独占資本の「雇用調整」で「反発」された労働力の訓練機関における比重をたかめることによって、

ますます大量の停滞的過剰人口を形成する機構と化している。

第二に、すでに論述した公共職業訓練の「拡充」が、独占資本にたいする賃金補助や利潤補償制度の具体化と結合することで、進行していることである。

すなわち、向上訓練・再訓練を主体として、公共職業訓練へ雇用労働者を派遣した企業は、職業訓練派遣奨励給付金

(職業訓練受講奨励交付金)・有給教育訓練休暇奨励給付金(い、これも一コース一〇〇日を上限として日額一〇六〇円)の交付を受け

られるのが、それである。⁽³⁾ 賃金補助や利潤補償の制度化が、「一時帰休」などの「雇用調整」で「反発」された労働力の

公共職業訓練における比重を増加させる槓杆となっているわけである。それにしても第五八回ILO(International Labour

Organisation 国際労働機構)総会(第六議題、一九七三年)において論議されたこと⁽⁴⁾で、政策当局の検討課題としてのぼった

『有給教育訓練休暇』が、企業にたいする賃金補助や利潤補償制度として実施をみるところに、日本資本主義の強蓄積的性格を露呈させている。

こうして、「完全雇用」保障計画の破綻段階における公共職業訓練は、企業にたいする賃金補助・利潤補償制度を政策

的な保障手段として採用することによって、公共職業訓練受講者を増大させることになる。このことは、「近代化」の遂行と一定の生活保障とを確保することで停滞的過剰人口を形成してきた前の時期と比較して、採用される政策手段の相違の点できわめて対照的である。

こうした特徴をもって組織された公共職業訓練は、公共職業訓練修了者を前の時期に比し、拡大された規模での停滞的過剰人口として再生産する機構となるにいたっている(第10表)。独占的大企業における「雇用調整」の対象としてひとたび「反発」された労働力が、能力再開発訓練を修了することで、中小零細企業に配置されることはあれ、独占的大企業へ再配置されることは、例外的な事実になりつつある。また、こうした傾向は、中学ないし高校を修了したのちただちに公共職業訓練所へ入所して、職業技能の形成をおこなった養成訓練修了者のばあいにも、否応なくつらぬかれている。さらに、公共職業訓練修了者は、独占的大企業を中心とする「雇用調整」のもとで、再雇用さえ保障されなくなりつつある(第11表)。公共職業訓練所における職業技能の形成が、訓練修了者の雇用保障さえ意味しえなくなりつつある。それでも前

第10表 公共職業訓練修了者の就業規模別推移

(単位：%)

	1968年4月			1973年4月			1975年4月		
	計	養成訓練	能力再開 発訓練	計	養成訓練	能力再開 発訓練	計	養成訓練	能力再開 発訓練
1~29人	59.2	52.9	65.5	39.1	35.4	46.7	44.3	40.8	52.2
30~99人				60.0			20.9		
100~299人	21.3	16.0	20.3	16.1	17.5	13.1	14.7	16.0	11.8
300~499人				22.1			6.0		
500~999人	19.5	24.7	14.2	6.6	7.5	4.9	4.9	5.7	3.0
1000人以上				17.9			11.3		

(出所) 労働職業訓練局「職業訓練校の入学及び修了状況について」『職業訓練』12巻1号22ページ第6表, 22~23ページ2-(3), 労働者職業訓練局「公共職業訓練校入学及び修了状況等報告書」(1973年11月)12ページ第14表, 19ページ第25表, 同(1976年4月)20ページ第16表, 32ページ第30表より作成。

第11表 公共職業訓練修了者の就業状況

(単位：%)

	1968年 11月	1969年 4月	1970年 4月	1971年 4月	1972年 4月	1973年 4月	1974年 4月	1975年 4月
他人に雇用された者	81.0	84.6	82.7	80.7	77.4	77.5	73.3	62.3
自営又は家族従業者	14.0	10.7	10.3	10.0	10.0	9.4	9.2	11.5
未就職者	5.0	4.7	7.0	9.3	12.6	13.1	17.5	26.2

(出所) 労働省職業訓練局「公共職業訓練修了者実態調査結果報告」(1970年2月)26ページ第34表, 同「職業訓練校の入学及び修了状況について」『職業訓練』12巻1号(1970年1月)22ページ(3)就職状況, 同「公共職業訓練校入学及び修了状況報告書」(1972年1月)第26表, 同報告書(1973年1月)14ページ第23表, 同報告書(1973年11月)19ページ第24表, 同報告書(1974年9月)21ページ第26表, 同報告書(1976年4月)32ページ第29表より作成。

(注) 1968年11月についてのみ訓練修了後1年8カ月~2年8カ月経過の就業状況である。いずれも能力再開発訓練修了者についてのみである。

の時期には、公共職業訓練修了者は、中小零細企業に不安定雇用労働者として配置(再配置)されることによって、なんとか失業者群への転落をまぬがれてきた。しかし、独占的大企業が「雇用調整」を実施することで、高蓄積過程の諸条件の喪失した状況に対応するにいたると、事情は一変するにいたった。すなわち、公共職業訓練修了者は、失業者群として社会的に顕在化された状態に置かれることを余儀なくされることになる。

こうして独占資本は、国家の援助のもとに「雇用調整」の対象者を公共職業訓練に送り込むことで、賃金補助・利潤補償を取得するとともに、相対的過剰人口の失業者群としての顕在化をも組織するのである。公共職業訓練修了者の失業者状態が、賃金補助・利潤補償制度の対極に組織されるにいたる。「完全雇用」保

障計画の破綻段階における公共職業訓練は、前の時期に比し、拡大された規模での停滞的過剰人口を形成するとともに、相対的過剰人口のすくなくない部分を失業者群として顕在化された状態にとどめておくのである。

四 総 括

及び勧告」の全文(原文・邦訳文とも)は、遠藤政夫「教育訓練休暇」一九七四年一月、日本労働協会に収録されている。

- (1) 職業訓練計画調査研究会、前掲書 一一二ページ。
- (2) 職業訓練計画調査研究会「職業訓練計画調査研究会報告書概要」四ページ。

- (3) 以上の事実はすべて次の資料によっている。労働省令「四号」職業訓練法施行規則「大蔵省印刷局」官報「号外一三六号」一九六九年一〇月一日、「職業訓練法施行規則の一部を改正する省令」官報「号外三二号、一九七五年四月五日、労働省職業訓練局管理課「昭和五〇年度職業訓練行政の運営について」労働省職業訓練局「職業訓練」第一七巻四号、一九七五年四月、職業訓練局訓練政策課「昭和五〇年度職業訓練行政の運営について(解説)」職業訓練局「職業訓練」第一七巻五号、一九七五年五月、職業訓練局管理課「昭和五十年における公共職業訓練の実施計画について」職業訓練局「職業訓練」第一七巻七号、一九七五年七月。

- (4) 『日刊工業新聞』一九七三年七月二六日号。この議題は、続く一九七四年の総会で第二次討議が行われたうえで、Convention concerning Paid Educational Leave (有給教育休暇に関する条約及び勧告)として採択された。

尚、両総会における討議状況と「有給教育休暇に関する条約

六〇年代後半以降における公共職業訓練について実証的に分析することで、次の結論をえた。

公共職業訓練は、停滞的過剰人口の形成機構としての役割をはたしていること。また、国家独占資本主義の政策理念である「完全雇用」保障計画の破綻した七〇年代中葉にいたると、公共職業訓練修了者のすくなくない部分が、失業者群として顕在化された状態におかれざるをえなかったこと。こうした点に照らしてみると、賃労働者の生活維持に主題を設定される隅谷氏の賃労働の理論による公共職業訓練の分析の限界は、明白である。公共職業訓練に「近代化」がもちこまれることで、その全体像について分析しうるかにみえた隅谷氏による公共職業訓練の分析は、相対的過剰人口の形成と低賃金構造の補強という主題を当初から措定されてはいなかったからである。しかも、隅谷氏の提起される公共職業訓練の理論枠組では、公共職業訓練への国家による直接的な賃金補助

・利潤補償制度の導入を当初から包摂しえないからであった。
尚、本稿では、旧職業訓練法から新職業訓練法にいたる
「近代化」とその役割について、また、職業訓練法にもとづ
いて実施される事業内職業訓練について、あるいは、公共職
業訓練修了者・現役労働者・公共職業訓練所にはたらく公務
労働者によって提起される職業技術教育の要求については、
ほとんど分析されていない。続稿を期したい。